

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市伝統的建造物保存委員会
2. 開催日時 : 令和7年2月28日（金）午後2時00分から午後4時00分まで
3. 開催場所 : 長瀬家住宅主屋、大島家住宅茶室（現場確認）
犬山市文化史料館南館2階 作業室（会議）
4. 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 溝口正人（会長）、清水隆宏、梅田佳和、伊神清高、高木文彦、川野真央
※順不同、敬称略
 - (2) 事務局 中村部長、（以下、歴史まちづくり課）加藤課長、渡邊課長補佐、河寄主査補、
大前主事
5. 傍聴人の数 0人

6. 内容

（1）決定事項

会長の指名により、名簿順に清水委員、伊神委員を今回の議事録の署名者とする。

（2）報告事項

①歴史的建造物の保護のための犬山市の取り組みについて

○事務局より資料に基づき、報告事項1について報告した。その後、質疑応答を行った。

【委員からの質疑応答・意見】

委 員：委託業務について、従前は長谷川先生（元伝統的建造物保存委員会会長）がこれまで行われていた。長谷川先生が委員会を退かれたあと、どのように技術的支援を受けるかということへの答えであると思う。犬山市には登録文化財のほかに、伝統的建造物に関する指定制度はあるのか。

事務局：犬山市独自の指定制度ではないが、歴史的風致形成建造物がある。

委 員：その物件についても、登録文化財と同じルートで防災設備等の周知はしているのか。

事務局：今年度は登録文化財のみ対象に周知したが、来年度から対象を広げていく。

委 員：登録文化財と同じような扱いをするように願います。

②令和6年度実施事業（大島家住宅茶室保存修理工事）について

○事務局より資料に基づき、報告事項2について報告した。委員から意見・質問はなかった。

(3)協議事項

①令和7年度助成希望事業について

○事務局より資料に基づき、令和7年度に実施を希望している物件について、現地確認での質問、指摘事項等についての確認及び事業内容を説明した。また、欠席の岩田委員より事前にいただいた意見について説明した。その後、質疑応答を行った。

【委員からの質疑応答・意見】

委員：岩田委員がおっしゃっていることはもっともである。土台と柱がどのような状態であるかわからないが、合板を貼る以上、梁と柱が乗る土台はしっかりしていなければいけない。基礎はおそらく動いてしまっているの、構造用合板を貼ると耐力壁のような形になると思うが、本来の耐力壁よりも弱くなるのではないかな。また、壁で強度を持たせるというと、XY軸でいうY方向には壁がないため、強いところと弱いところができるのはよくないのではないかなとも思う。耐震はプラス要素であって雨対策が最優先だと思う。水切りを付けたとしてもその下の土台に水が入ってきてしまうので、コンクリートで立ち上がりをつくると良いが、金額的に高くなる。

委員：水切りを施工するとして、隣地とくっついているので絶対に水が入ってくる。どのようにやるのか具体的なイメージも決まっていない。見積りも具体的なものとはなっていないので、金額が跳ね上がってくると、そもそも外壁だけしかできなくなってしまう恐れもある。小屋裏の筋交いについても、現状ついている筋交いの寸法に合わせて見積を出しているの、小屋組みの適切な部材となれば金額が変わってくる。今回の事業は外壁のみだが、内部の壁面の修理は補助対象となるのか。

事務局：内容によっては補助対象にできる。

委員：所有者向けの話ではあるが、内壁も直した方が将来的にいいのではないかな。

委員：側面のガルバリウムも含めて、この補助金について細かい指針のようなものは決まっているのか。

事務局：取扱い要領はある。

委員：それは公開されている、申請を出す上で周知をしているという理解でよいかな。例えば、伝統工法ではないものをどうするかとか、側面にガルバリウムを認める認めないとか、そういう点はどうか。清水委員から質問のあった、伝統工法に基づいて土壁に戻すという話であれば、当然それは内側の仕上げも入ってくる。特に今回の主要構造部材に土壁が入ってくると、内側の仕上げということで、土を塗っても荒壁にしたまま残しておくというわけではなくて、大直しとかやらないといけないわけで、そこまで補助対象として見ましようという話になってくる。逆に、側面というのは城下町で建物が並んでいると本来見えてこないところなので、そこについてはガルバリウム鋼板で、なるべく長

く持つような材料の選択を認めていきたいと思いますということは他の所でもやられている。それを標準としてというものがあれば、それでいい。そういうものがないと、何を標準として決めているのか、どの程度にすればいいのかということは出てくると思う。場合によっては、伝統工法に基づくもので基本的に全部ちゃんとやりなさいということも出てくる。梅田委員も指摘していたが、柱も細くて、薄い土壁だとちゃんと耐震が出ないということもある。犬山ではこういう場合を補助対象にしてきましたという蓄積があると思うので、1度それをおさらいしてはどうか。伝建地区では10年ごとに、補助金の金額であるとか、どういう方針にするかということを見直すところがある。犬山としてどういうことを補助対象としているか、振り返りをやった方がよい。外部をガルバリウムでやった事例や、建物が建ち並んでいて、横から半分くらい見えるところは板にして、あとはガルバリウムにしている事例などがあるのではないかな。基本的には建ち並んでいると側面はそんなに見えず、隣家が建ってしまうと本当にメンテナンスしにくいところがあるので、長寿命の材料を選択するということは、費用対効果的には一つの妥当な選択であると思う。

事務局：長い間助成事業をやってきたので、一度おさらいをする。もうひとつ、景観の助成との整合性についても指摘を受けているところである。文化財保存事業費制度は伝統的な方によっているのに、景観助成の方が色彩だけでいいという風になってしまうと、同じ犬山の伝統的な町並みのなかで足並みが乱れている感じになる。

委員：部署を横断して足並みがそろっていると、結果として見たときに統一感がある。行政の方向性がはっきりする。

委員：梅田委員から指摘のあった耐震補強については、補助対象となっているのか。

事務局：補助対象としている。

委員：耐震補強については、全体の建物のバランスの問題など、別に計算しないといけないため、コストがかかる。他のところで問題になっているのが、上限が決まっていると、耐震補強が必要となった時に、その費用が負担になり、他のところにお金が回らなくなってしまう。これは犬山市に限った話ではなく、文化財や伝建地区で問題になっている。ずっと補助金額の上限が同じできていて、耐震補強や防火・防災を上乗せするとすると、今の上限でいいのかどうかということもある。

事務局：犬山市では、上限は変わらず中に入れてやってきた経緯がある。耐震補強の診断は、別の都市整備部のメニューがあって、それを組み合わせるということもある。

委員：定期的に傷んでくる部分と、耐震補強のように一度きっちり補強すれば、基本的に性能が保証されるものがある。土壁や側面・正面の下見板を貼ったところは一般的に30年で修繕が必要となってくる。例えば、耐震補強を施した最初の時だけいくらか上乗せをする、その分だけオンするとか。上限を上げるということは、ハードルが高いと思うが、特別に何か上乗せするという枠組みで、結果的に所有者の負担が増えないようにできないか考えてほしい。

委員：現実的に、耐震を含めて補助額500万円といわれると、そこに特化させなければいけ

ない。住んでいる方の負担が大きくなる。負担が2倍以上大きくなった時に、足が出たら全部負担するというぐらいのつもりで申請しているのか、あるいはそこまで考えていないのかわからないが、おそらく制度に反映できていないのではないかと。

事務局：文化財の価値を損なわないところにお金を充ててくださいということに重きがあったので、その建物自体がどうなるというような根本的なところの仕組みに中々なっていないところがある。所有者の方にしてみれば、そこが守れないとこの建物が守れないということであると思う。お金が潤沢にあれば対応できるが、なかなかそういうわけにもいかない。

委員：申請する際にためらわれてしまう。

委員：補助金の上限を上げることは困難だと思う。特別に付加でオンするような、強靱化のための仕組みを別途用意してあわせて使えるような算段が必要ではないか。これは犬山市に限らず、どこの自治体でも問題になっている。

また、建設部局の方で耐震の診断をやるということはいいが、伝統的な建物でどのように耐震性を担保するのか。旧磯部家では、金具を付けて変形を抑えて耐震性を確保していると判断している。何をもって耐震性を確保すると犬山市で判断しているのか。今の建築基準法に基づくのだという考え方もあるがそうすると、全部骨組みまでががちがちに補強するということで、多大な費用がかかる。伝統的な建物の骨組みの補強にはふさわしくないの、文化財で一般的にはどういう補強をされているのかということがあ。旧磯部家の時には、つけている金具の性能に基づいて、耐震性を担保したと犬山市では考えているという答えをいただいている。その辺のことも含めて、先ほどの修理の事例もそうだが、耐震性をどのように持たせてきたのかということをおさらいしてほしい。今までやってきた経緯、長谷川先生の指導も踏まえて一つの在り方として認めてきたことが、建設部局に丸投げしてしまうと認められない可能性がある。簡易診断をして耐震性がゼロということはよくある話だが、伝統構法に馴染まない手法に載ってしまうと耐震は大変難しい話になる。ぜひ、これまでの事例をおさらいして、強靱化のための配慮に役立てていただきたいという思いがある。

委員：耐震はプラスアルファだと考えている。壁の一部を補強するという案だが、一面に貼ると北側だけ強くなりよくない。耐震はバランスが大切であり、弱いところができしまうと、地震が発生した時にそこに力が集中してしまう。今回は大きい規模の補強であり、バランスを考えてほしい。現状、後ろに建物が取り付いていて正面には取り付いていないので、ねじれて倒れてしまう。桁行方向に壁があると、バランスよく壊れる。一部だけ弱いと弱いところが壊れる。耐震でやれることは、被害はあるがつぶれずにセーフということである。軸部と水平部材と垂直部材が外れないように固めてフレームにしてあげれば、ということを経験も何度も強くおっしゃっていて、それは一つの形式としてあり得ると思う。建設部局とは違う、歴史的な建物の考え方を作っていけばそれでいいのではないかと。

委員：4月から耐震診断の基準が変わり、それに伴い文化庁の耐震診断基準も変わると聞いている。太い柱も細い柱もすべて一律に判断していたのが、太いサイズになると割増しに

なってそこでちゃんと踏ん張ってくれるという評価に変わっている。極論すると、文化庁の診断基準も変わっていった。長谷川先生や梅田委員がこれまでやられてきた、犬山市としての耐震補強を考えていただきたい。

委員：令和7年度助成希望物件については、外壁の下の現状が分からないので、状況を確認した上で進めること。また、小屋裏補強についても、ヘリテージマネージャーに留め方や部材の考え方について参考意見をもらったうえで、改めて委員会に諮るよう進めていただきたい。

事務局：承知した。

(4) その他

次回の委員会の日程は、改めて調整することとなった。

以上